

芸備線再構築協議会幹事会 実施報告

令和8年7月16日

国土交通省 中国運輸局

○第9回芸備線再構築協議会幹事会（概要）

日時：令和8年5月14日（木）
場所：TKPガーデンシティ広島駅前大橋

1. 実証事業A B 実施状況	平日バス実証（実証事業B）の詳細（事業者・本数・運賃・停留所等）や、ツアー造成・企画乗車券・地域の取組支援（いずれも実証事業A B）等に取り組んでいる旨報告
2. 方針作成等調査事業 実施状況	実証事業A Bの乗込/アンケート調査の進め方、地域経済効果等の比較検討の進め方について報告 ・実証事業B相当の取組を恒久化した場合の定量的価値の算出方法について、「実証前の芸備線の定量的価値」から「芸備線ならではの定量的価値」を控除し「バスならではの定量的価値」を加算する方法を採用
3. 再構築方針記載事項イメージ	再構築方針において法定記載事項のほか想定される記載事項（沿線地域の目指すべき姿、事業実施計画の方向性等）や、今後の協議会における議論の流れについて説明 ・第8回協議会（11月）において調査結果やこれまでの議論を踏まえ、事務局が再構築方針骨子案を提示する旨報告 ・新見市・庄原市から「沿線地域のまちづくりの目指すべき姿」のイメージについて報告

今後の進め方：7月に第7回協議会を開催して、実証事業Aの総括、実証事業Bの経済効果検証、地域経済効果等の比較検討について議論

実施期間

・6/1(月)～9/30(水)の平日月曜日～金曜日(祝日を除く)

2. 運行事業者

- ・新見市内（東城地区含む）：備北バス（株）
- ・庄原市内：備北交通（株）・西城交通（有）

3. 運行本数（往復計）

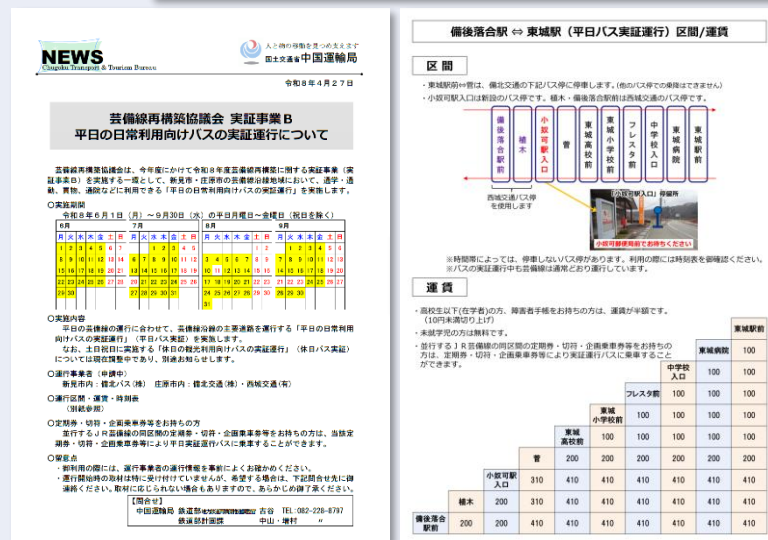
- ・新見市役所～新見駅～東城駅：10便
- ・東城駅～備後落合駅：4便
- ・備後落合駅～備後西城駅：5便
- ・備後西城駅～庄原駅：12便

4. 主なバス停留所

- ・ 芸備線沿線各駅
 - ・ 新見市内（新見市役所、新見高校、道の駅鯉が窪）
 - ・ 庄原市内（東城病院、フレスタ前、西城病院前、美湯ハイツ入口、実業高校入口）

5. 芸備線との連携（定期券・切符・企画乗車券等をお持ちの方）

- ・並行するＪＲ芸備線の同区間の定期券・きっぷ・企画乗車券等をお持ちの方は、当該定期券・きっぷ・企画乗車券等により平日実証運行バスに乗車することが可能



スケジュール | 協議会・幹事会での報告内容

11月頃の協議会に向けて再構築方針の骨子案を提示することを目標に、
各種調査・検討を進める

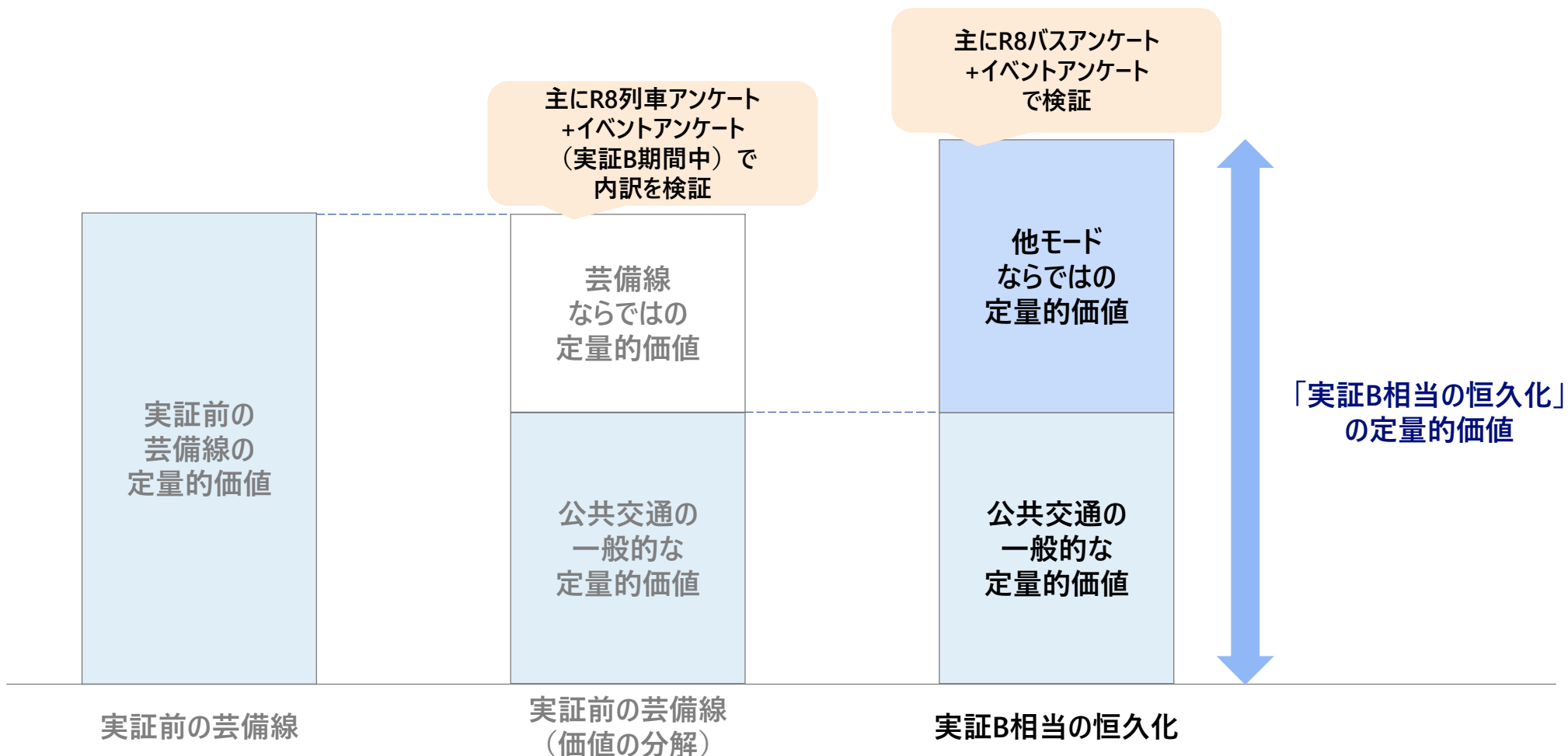
協議会・幹事会での報告内容（案）

会議体	(1)① 実証A補完データ収集	(1)② 実証B補完データ収集	(2)① 地域経済効果の 比較検討	(2)② 最適な交通 モードの論点整理	(3) 再構築方針案の提案
5月幹事会	・今後の進め方	・今後の進め方	・今後の進め方 ・比較検討手法の考え方	・今後の進め方	・今後の進め方
7月協議会	・列車・二次交通調査結果	・バス・列車調査結果 （中間報告）	・実証Aの総括	・比較検討対象モード ・比較検討の論点	・（加筆修正を適宜報告）
10月幹事会	・—	・バス・列車調査結果 （最終報告）	・実証Bの総括 ※実証期間次第で 後ろ倒しの可能性あり ・地域経済効果の比較検討	・（加筆修正を適宜報告）	・比較検討（中間報告）
11月協議会	・—	・同上	・同上	・同上	・比較検討（最終報告） ・再構築方針の骨子案
12月幹事会	・—	・—	・—	・—	・—
1月幹事会	・—	・—	・—	・—	・—
3月協議会	・—	・—	・—	・—	・再構築方針案

12月幹事会・1月幹事会は、構成員間議論の場として、調査事業としての報告は行わない想定
（加筆修正は、構成員間議論の結果を踏まえて、1～3月に集中的に行う）

「実証B相当」の定量的価値は、「実証前の芸備線」から「芸備線ならではの定量的価値」を差し引き、「他モードならではの定量的価値」を足すことで算出する

「実証B相当の恒久化」の定量的価値の算出イメージ



再構築方針の記載事項(イメージ)

○ 再構築方針の記載事項(イメージ)

地域交通法基本方針によれば、再構築方針には、地域公共交通計画に準じて、以下の事項を記載することとなっている

(必要的記載事項)

1. 交通手段再構築を第29条の3第2項各号に掲げる措置のどちらの措置により実施するか 別その他の交通手段再構築に関する基本的な事項 (第29条の8第2項第1号) ※以下のいずれかを記載

- ①地域のまちづくりや観光振興等の取組に不可欠なものとしての鉄道輸送を維持した上で、利用者利便を確保する措置 (鉄道再構築)
- ②輸送需要の実態に合わせて、鉄道の全部又は一部を他の交通モードに最適化し、利用者利便を確保する措置 (モード転換)

2. 交通手段再構築を実施する区域 (同項第2号)

3. 交通手段再構築の目標 (同項第3号)

4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 (同項第4号)

鉄道事業再構築事業 (事業構造変更等) 又は地域公共交通利便増進事業 (バス路線再編等) など地域交通法に基づく特定事業等を記載

5. 目標の達成状況の評価に関する事項 (同項第5号)

6. 交通手段再構築の実施時期 (同項第6号)

7. 交通手段再構築に関し当該再構築協議会が必要と認める事項 (同項第7号)

(その他記載事項として考えられるもの)

5. 沿線地域のまちづくりの目指すべき姿(地域の将来像)

20年後30年後の沿線地域の将来に向けたまちづくりの方向性を見据えた上で、その方向性に沿って、手段としてどのような地域公共交通が必要なのか、沿線地域の自治体ごとにそれぞれ記載することが考えられる

(例) 県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める社会基盤としての地域公共交通の実現(広島県公共交通ビジョン)

(第6回幹事会神田先生意見(令和7年10月10日))

- 懸念していることは、3年以内という協議会の議論が1年半経過し、実証段階に入っているが、沿線自治体が、果たして地域の交通を生かしながらどのようなまちづくりを行っていきたいのか、その点が見えていないことである。
- どのようなまちづくりを目指す中で、どのように地域の交通を生かすのか、目的と手段の議論をセットで行う必要があるが、今は手段が先行してしまっている点が問題であると感じている。
- 集客を目的にするのも重要であるが、本来の目的としては、沿線自治体は中山間地域で非常に厳しい状況に直面している中でどのようなまちづくりを目指すのか、まちづくりを目指す中で、鉄道等の交通インフラの活用面で現状の制度でできないことが何か、をできるだけ早めに明らかにする必要がある。
- 来年度に判断すると思われる最適な交通モードについては、結局のところ、まちづくりの文脈の中でどの交通モードにするのかを判断することになるとと思われるため、沿線自治体は、どのようなまちづくりを目指すのかという点について明らかにした上で議論を進めてもらいたい。

6. 目指すべき姿を実現する手段としての地域公共交通が果たす役割

沿線地域のまちづくりの目指すべき姿や手段としての地域公共交通の位置付けを根拠として、以下のような内容を記載することが考えられる

- ・沿線地域の骨格となる幹線的な公共交通軸をどこに設定するか
- ・沿線地域の交通結節点をどこに設定して公共交通ネットワークを形成するか
- ・公共交通軸や交通結節点と接続する生活交通エリアをどこに設定するか
- ・公共交通のサービス水準(運行頻度)をどう設定するか

(その他記載事項として考えられるもの)

7. 実証事業A・実証事業ABを踏まえた比較検討

(1) 地域経済効果比較

○地域経済効果の取組における費用・定量的価値・定性的価値の個別比較

(2) 実証事業・調査事業を通じて得られたファクト・データ

○実証事業を通じた鉄道・バス・二次交通等の利用者数等の全てのファクト・データ

○実証事業・調査事業を通じて得られた意見聴取結果 (利用者や地域住民など関係者の意見とりまとめ)

○実証事業を通じた地域の取組の持続可能性の検証 等

(3) 再構築後の公共交通の運営の在り方

○再構築後の公共交通の運営組織の在り方 (組織形態の在り方 (三セク、DMO、自治体など)、組織の人員・財政の在り方、組織が運営する対象範囲 (当該交通のみ/地域の交通全体/交通×まちづくり) の考え方 等)

○再構築後の鉄道事業者の沿線地域のまちづくりへの関与 (地域のプレーヤーとしての人的・財政的関与)

○鉄道再構築・モード転換それぞれの場合の初期費用・運行費用 (イニシャル・ランニングコスト)

○鉄道再構築・モード転換それぞれの場合の自治体負担

○鉄道再構築・モード転換それぞれを担う交通事業者の持続可能性 (公共交通の運転者・設備など経常リソース・自治体の財政負担の持続可能性 等)

○鉄道再構築・モード転換それぞれの場合の公共交通のサービス水準 (運行頻度 等) 等

再構築方針の記載事項(イメージ)

(その他記載事項として考えられるもの)

8. 具体的な事業実施計画の方向性

再構築方針作成後の具体的な事業実施計画については、沿線地域の法定協議会で議論され、作成されることになるが、その方向性についてあらかじめ再構築方針に記載する必要（1頁参照）

【鉄道再構築】例えば、鉄道事業再構築事業実施計画（上下分離・事業譲渡）

【モード転換】例えば、地域公共交通利便増進実施計画（バス等の路線再編）

(参考) 交通手段再構築と地域公共交通特定事業の実施計画

○交通手段再構築（地域交通法第29条の3第2項）

- ・旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、停留場の改良、運行計画の変更その他の措置により**利用者の利便を確保**すること（鉄道再構築）
- ・旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客事業者運送事業等に**転換**し、停留所の新設、運行回数の増加その他の措置により**利用者の利便を確保**すること（モード転換）

○鉄道事業再構築事業実施計画（同法第2条第9号、第23条）：**社会資本整備総合交付金が活用可能**

- ・大量輸送機関として鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、地方公共団体等の支援を受けつつ次に掲げる**事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保**するもの
 - ・事業の譲渡及び譲受　・法人の合併又は分割　・事業の実施主体の変更　・重要な資産の譲渡

○地域公共交通利便増進事業実施計画（同法第2条第13号、第27条の14）：**社会資本整備総合交付金が活用可能**

- ・地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であって、次に掲げるもの
 - ・輸送需要に応じた地域公共交通網の整備（路線等の編成の変更、事業の転換等）
 - ・運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善（運賃又は料金の設定、運行回数又は運行時刻の設定等）

○今後の議論の流れ（協議会で議論する内容）

（協議状況等により内容の変更の可能性あり）

第7回協議会（7月）

- 実証事業 A（鉄道実証等）の地域経済効果検証（総括）
- 実証事業 B（バス実証等）の地域経済効果検証（速報）
- 地域経済効果等の比較検討（比較検討の項目出し）

第10回幹事会（10月）

- 実証事業 B の地域経済効果検証（総括）
- 地域経済効果等の比較検討の議論本格化（検討項目に基づく議論）

第8回協議会（11月）

- 実証事業 A ・ 実証事業 B の地域経済効果検証結果とりまとめ
- 地域経済効果等の比較検討の議論とりまとめ
- 再構築方針の骨子案提示
- ・
- ・
- ・
- ・

第9回協議会（3月）

12月・1月の幹事会の議論を経て、協議会として芸備線再構築方針（仮称）を最終決定

